墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案 現 行 (貸付けの限度額等) 〔同左〕 第5条 資金の貸付けの限度額、据置期間及 第5条 〔同左〕 び償還期限は、次表のとおりとする。 償還 償還 資金の種類 限度額 据置期間 資金の種類 限度額 据置期間 期限 期限 事業開始資金 [略] 事業開始資金 [略] 事業継続資金 [略] 事業継続資金 [略] 2以外の知 2以外の知 識技能を習得 識技能を習得 する場合 習 する場合 習 得期間中5年 得期間中5年 技能習得資金 を超えない範 [略] [略] 技能習得資金 を超えない範 [略] [略] 囲内において 囲内において 月額 68 月額 65 000円 000円 [略] 2 [略] [略] 就職支度資金 [略] 就職支度資金 住宅資金 [略] 住宅資金 [略] 転 宅 資 金 転 宅 資 金 [略] [略] 医療介護資金 [略] 医療介護資金 [略] 生活資金 [略] 生活資金 [略] 結婚資金 結婚資金 [略] [略] [略] [略] 1 ~12 1~12 13 専修学校の 13 専修学校の 一般課程に修 一般課程に修 修学資金 [略] [略] [略] 修学資金 [略] 学する期間中 学する期間中 月額 45 月額 46 500円 000円 160,000 100,000 円(私立の高等 円(私立の高等 学校、高等専門 学校、高等専門 学校又は専修学 学校又は専修学 校の高等課程へ 校の高等課程へ 入学する場合に 入学する場合に あっては420, あっては420, 000円 国 000円 国 地方公共団体 地方公共団体 国立大学法人若 国立大学法人若 しくは公立大学 しくは公立大学 法人が設置する 法人が設置する 大学若しくは短 大学若しくは短 期大学又は国、 期大学又は国、 (略) [略] [略] [略] 就学支度資金 就学支度資金 地方公共団体若 地方公共団体若 しくは国立大学 しくは国立大学 法人が設置する 法人が設置する 専修学校の専門 専修学校の専門

課程へ入学する

場合にあっては

380,000

課程へ入学する

場合にあっては

380,000

円、私立の大学	円、私立の大学、
短期大学又は専	短期大学又は専
修学校の専門課	修学校の専門課
程へ入学する場	程へ入学する場
合にあっては5	合にあっては5
90,000円)	90,000円)

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の表の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。